

## 国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証の廃止と廃止後の取扱い等について

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、健康保険証の発行は令和6年12月1日までとなり、12月2日以降は健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)での保険証利用を基本とする仕組みとなる。健康保険証の廃止及び廃止後の取扱い等は、次のとおりである。

### 1 健康保険証の廃止

中野区国民健康保険証及び東京都後期高齢者医療保険証の発行は令和6年12月1日までとなる。(被保険者資格証明書及び短期被保険者証も同様。)

なお、令和6年12月2日時点で発行済みの健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられており、健康保険証に記載されている有効期限まで使用可能である。(住所や自己負担割合等、健康保険証の記載事項に変更があった場合は使えなくなる。)

※ 有効期限等の詳細は、後述する項番3のとおり

### 2 廃止日(令和6年12月2日)以降の対応

令和6年12月2日以降、中野区国民健康保険または東京都後期高齢者医療保険に、新たに加入する方・資格情報が変更になった方・従来の健康保険証が使えなくなった方には「資格確認書」または「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」を交付する。

#### (1) 資格確認書の交付

マイナ保険証または有効な健康保険証のいずれもお持ちでない方には、必要な情報を記載した「資格確認書」(カード型)を交付する。

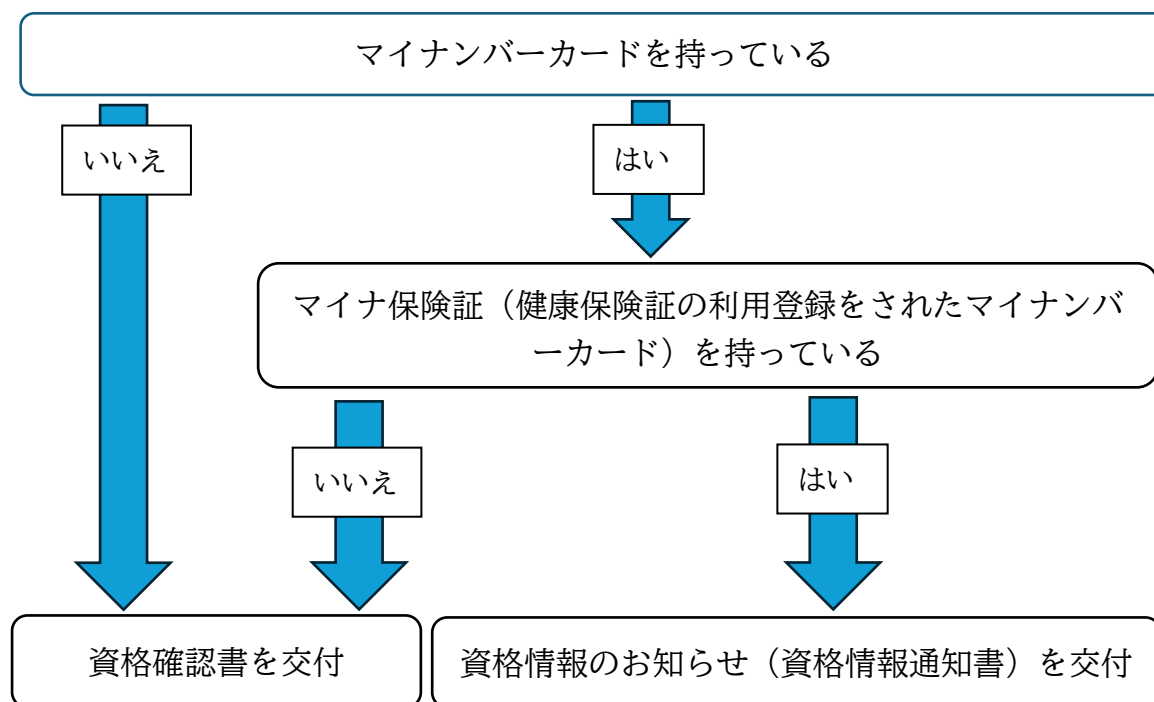
※ 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、これまでの健康保険証と同じように受診できる。

#### (2) 資格情報のお知らせ(資格情報通知書)の交付

マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」(A4サイズ)を交付する。

※ マイナ保険証と「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」の両方を医療機関等の窓口で提示する事で、カードリーダーがない医療機関等や故障中などでカードリーダーが使えない場合でも、受診できる。

【参考】 上記流れのイメージ



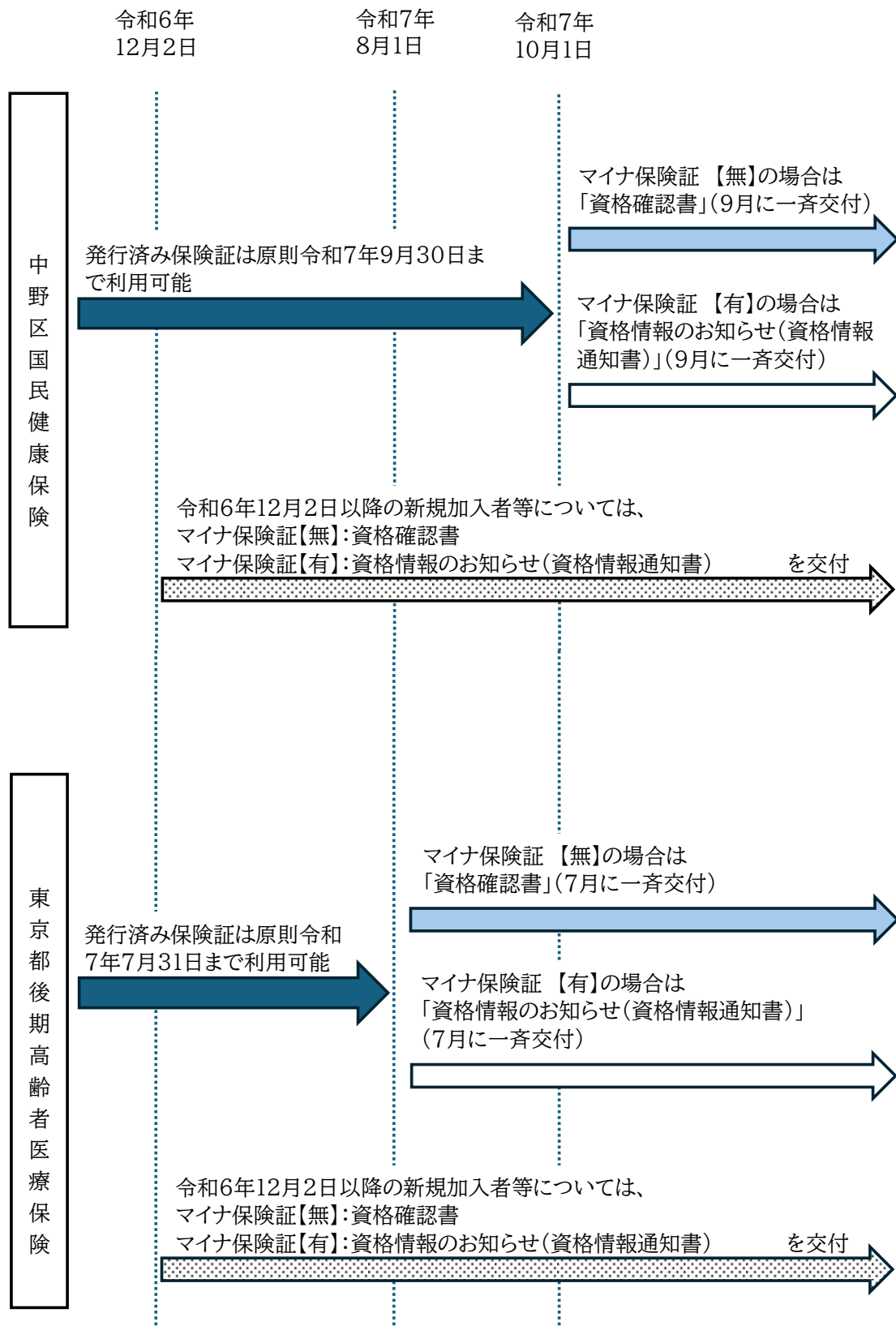
※ 令和6年9月26日付厚生労働省の事務連絡により、後期高齢者医療保険に限り、令和6年12月2日以降の新規加入者等は、令和7年8月の年次更新までの間、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を職権交付する運用が示された。詳細は広域連合が確認中である。

3 中野区国民健康保険証及び東京都後期高齢者医療保険証の有効期限等  
12月2日時点で発行済みの上記健康保険証の有効期限については、経過措置により、原則、以下のとおりである。

- (1) 中野区国民健康保険 令和7年9月30日
- (2) 東京都後期高齢者医療保険 令和7年7月31日

※ 中野区国民健康保険及び東京都後期高齢者医療保険のどちらにおいても、上記有効期限が切れる前に、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」を、いずれも申請いただくことなく交付する予定である。

【参考】スケジュール



#### 4 マイナ保険証利用登録の解除

マイナ保険証の利用登録について、解除を希望する場合には、加入する医療保険者に対して申請が必要となる。

申請の受付開始日は、以下のとおり予定している。

- (1) 中野区国民健康保険 令和6年10月28日
- (2) 東京都後期高齢者医療保険 未定

#### 5 今後の主な予定

令和6年12月2日 健康保険証の廃止

令和7年7月 東京都後期高齢者医療保険加入者に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」を一斉交付

令和7年7月31日 東京都後期高齢者医療保険証の有効期限

令和7年9月 中野区国民健康保険加入者に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」を一斉交付

令和7年9月30日 中野区国民健康保険証の有効期限